2014年6月17日

「信金キャピタル株式会社」に対する 特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、6月 13 日、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成 21 年法律第 63 号)第 32 条の4第3項の規定に基づき、信金キャピタル株式会社※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行いましたので、お知らせいたします。

※信金キャピタル株式会社の概要は、別紙のとおりです。

本件は、機構が資本参加していないファンド運営会社との間で特定専門家派遣契約を締結するものです。機構から派遣される専門家は、信金キャピタル株式会社が運営するファンド「しんきんの翼」による創業・成長資金投資に際し、投資先の業種特性、業種動向等に関する助言等を行います。

機構は、特定専門家派遣を通じ、機構に結集されたノウハウを提供することにより、事業再生等の支援の担い手である金融機関等の支援能力向上に寄与し、地域において自律的かつ持続的に事業再生・活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以 上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9階

代表: TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス: TEL 03-6266-0380

別紙

○信金キャピタル株式会社の概要

所 在 地: 東京都中央区日本橋2丁目3番6号

資 本 金: 490 百万円(信金中央金庫 100%)

設 立: 平成 13 年6月

代表取締役:服部 秀樹

事 業 内 容 : 事業承継M&A仲介アドバイザリー、ベンチャー投資、復興支援投資等

(参考)「しんきんの翼」の概要

名 称	投資事業有限責任組合しんきんの翼
ファンド総 額	50 億円
無限責任組合員	信金キャピタル(株)
有限責任組合員	信金中央金庫
存 続 期 間	10 年(3年の延長可能)